

誓 約 書

年 月 日

庄原市長 様

[奨学生]

〒

住 所

氏 名

⑩

(生年月日： . .)

【決定番号： - 号】

[保護者] (奨学生が未成年者の場合は記入)

住 所

氏 名

⑩

(生年月日： . .)

[連帯保証人]

奨学生との続柄 _____

住 所

氏 名

⑩

(生年月日： . .)

奨学生との続柄 _____

住 所

氏 名

⑩

(生年月日： . .)

私は、庄原市医療従事者育成奨学金を 年 月 から 年 月
分まで月額 円及び入学支度金 円を借り受けるにあたり、
奨学生として庄原市医療従事者育成奨学金貸付条例、同施行規則及びその他の指示を
堅く遵守することはもとより、奨学金の返還その他すべての義務を誠実に履行するこ
とを誓約いたします。

- ※・ 連帯保証人の印鑑証明書及び市税の納税証明書を添付してください。
- ・ 奨学生が未成年者（20歳未満）の場合には、父母等の欄に自署・押印をして
ください。

奨 学 金 振 込 口 座 届

金 融 機 関 名					店 舗 名											
銀行・農協 金庫・組合					本店・支店 本所・支所											
預金種別		口 座 番 号					口 座 名 義 (奨学生本人の名義に限ります。)									
普通 (総合)																
ゆう ち よ 銀 行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は*にご記入ください)					通帳番号 (右づめ)										
						*										

■ 奨学金の貸付に係る事項

- (1) 奨学金の貸付は、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。
- (2) 奨学金の貸付は、4月分から6月分までは4月（初年度は6月～7月）に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に貸し付けるものとします。
なお、入学支度金は、6月に振込まれる奨学金と合算して貸し付けます。
- (3) 奨学生は、毎年度4月30日までに当該学年の在学証明書を提出しなければなりません。
- (4) 奨学生は、次の事由に該当するときは、速やかに届出を行ってください。
 - ①休学又は退学したとき。
 - ②復学したとき。
 - ③転学したとき。
 - ④奨学金を必要としなくなったとき。
 - ⑤大学又は養成施設を卒業したとき。
 - ⑥住所又は氏名を変更したとき。
 - ⑦連帯保証人を変更したとき。
 - ⑧連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき。

- (5) 次の事由に該当するときは、奨学金の貸付を停止又は休止します。
- ①大学又は養成施設の課程を休学したとき。
 - ②大学又は養成施設の課程において停学の処分を受けたとき。
 - ③大学又は養成施設の課程を退学したとき。
 - ④奨学生であることを辞退したとき。
 - ⑤心身の故障又は学業成績不振のため、大学又は養成施設の課程の履修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - ⑥前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (6) 奨学金の貸付けを休止された者がその事由がなくなり届出をしたときは、奨学金の貸付けを再開することができます。

■ 奨学金の返還に係る事項

(1) 奨学金の返還の免除

- ①次の要件を満たした場合は、奨学金の返還が全額免除されます。

ア. 医学生

臨床研修を終了した日の翌日以降において、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間（ただし、この期間が3年に満たない場合は、3年とします。）、庄原市内の医療機関等に勤務したとき。

イ. 看護学生等

資格取得後、直ちに庄原市内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸付けを受けていた期間の1.5倍に相当する期間、継続して勤務したとき。

- ②医学生は、臨床研修を終了した以降において、また、看護学生等は、直ちに庄原市内の医療機関等で勤務した場合は、勤務年数に応じて、奨学金の一部を免除されます。

(2) 奨学金の返還

- ①(1)奨学金の返還の免除の事項に該当しない場合は、奨学金を返還していただくこととなりますので、貸付終了後に送付する借用証書に連帯保証人の連署及び押印のうえ、庄原市へ提出してください。
- ②奨学金の返還は、月賦、半年賦、年賦若しくは一括のいずれかの方法を選択して返還していただきます。奨学金を延滞すると、奨学金の返還期日の翌日から起算して返還する日までの日数に応じ、年利10パーセントの割合で計算した金額が延滞金として課せられます。
- ③奨学金の返還は、返還の猶予期間を終了した月の翌月から起算して6月を経過した後10年以内に返還してください。

- ④借用証書提出後、返還計画に基づく返還明細書等を送付します。
- ⑤返還期日前に、貸付された奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。その際には、1か月前までに庄原市へ連絡してください。
- ⑥ア. 奨学金の貸付終了後、本人、本人の父母等及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があったときや連帯保証人を変更するときは、直ちに庄原市へ届け出てください。なお、連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の印鑑証明と市税の納付証明書が必要です。
- イ. 本人が前項の届出を怠ったため、庄原市が本人から最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも、通常に到着したものとします。
- ⑦本人が債務（貸付を受けた総額、延滞金及び督促費用）の返還を延滞し、庄原市から書面による期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお滞納を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失うとともに、本人の父母等及び連帯保証人は直ちにこれらの債務について返還する義務が生じます。
- ⑧本人が死亡したとき、又は心身に著しい障害によって返還することができなくなったときは、本人、本人の父母等又は連帯保証人からの申請により未返還額の全部又は一部を免除することがあります。
- ⑨本人、本人の父母等又は連帯保証人が割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至までの法的手続きをとることがあります。なお、手続きに要した費用は本人、本人の父母等又は連帯保証人（滞納者）の負担となります。

■ 連帯保証人に係る事項

- (1) 連帯保証人は、本人が本誓約書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については関係法令及び本誓約書及び借用証書等に従わなければなりません。

本人が奨学金の返還を延滞すると、返還未済額の返還を連帯保証人に請求することがあります。また、強制執行にいたるまでの法的措置をとる場合もあります。

- 誓約書を提出後、本人控用として写しを送付しますので、貸付が終了し借用証書を提出するまで大切に保管してください。